モニターからの意見	議会の考えと対応
委員会運営について	
委員会で継続審査との決定がなされるのが早すぎるのではないか。 議会日程を十分に活用していないのではないか。	貴重な御意見を提出いただき、ありが とうございます。
例えば、この9月議会で産建が9月19日午後1時頃からの委員会で、請願2件についての審査を行ったが、30分程度の審査で継続審査が決まりました。(いずれも反対3人: 委員長裁決で継続審査承認)	一昨年の12月定例会で民生福祉常任 委員会が継続審査を決定したときも同様 の意見をいただきましたが、継続審査の 決定は会期終了近くに行うべきであると
せっかく集まっているのに僅か30分で委員会を終わらせずに、しっかりと執行部からの 説明を求め、あるいはしっかりと委員会内で議論されるべきではないでしょうか。 また、議会の会期は9月27日までで、まだ日にちがあるにもかかわらず、継続を決定と いうのは違和感があります。 やる気がないということでしょうか。	考えます。 どちらの案件も議論を尽くし、合意形成に努めるために継続したものですが、 御指摘の点も踏まえ、会期を十分に活用 した委員会運営を心がけます。

□ 和几平II月II [1]		
モニターからの意見	議会の考えと対応	
モニター意見		
広域の宇部・山陽小野田消防組合の議員に選任された杉本保喜市議会議員について	貴重な御意見を提出いただき、ありが とうございます。	
 事実確認 ① 政治倫理審査会において「係争中のため発言を控える。結論が出たら説明責任を果たす」との内容の発言が杉本議員本人の発言としてあったかどうか。 ② 政治倫理審査会での結論は「杉本議員に対して議長より厳重注意、及び杉本議員の議場における謝罪」で間違いないかどうか。 ③ 2019年春、杉本議員の選挙に関わる係争中の裁判が結審したが、杉本議員の説明責任は果たされたのかどうか。 ④ 杉本議員は議場において謝罪を行う機会が与えられたが、杉本議員は謝罪を行ったのかどうか。 	①「全てが明らかになったら説明責任を果たさなければいけないかなというふうに考えている」「具体的にはまだ考えていないけれども、ただ市民への説明責任というのはどういう形で果たされたと言えるのかということも関わってくると思われるので検討したいと思う」と発言しています。	
杉本議員については法的問題、すなわち公職選挙法について罪は問われておらず、あくまでも政治倫理規定に反するという結論が出されたと認識しておりますが、その審査会の結論が十分に履行されていないと考える。 そのような人物が対外的な組織の一員に山陽小野田市議会の決定によって輩出されるということは、本市議会の品格を落とすものであり、宇部市議会に対して申し開きのできない愚行であると断じざるを得ない。	②平成30年6月11日、政治倫理審査会長名で議長に提出された審査結果報告書に附帯意見として付せられた意見は「議場における杉本保喜議員に対する議長の注意」「議場における杉本保喜議員の謝罪」となっています。	
速やかに、杉本議員を消防組合から外すべきと考えるがどうか。 また、上記①〜④について議会としての考えを問う。	③④令和元年12月議会の初日の12月4日の本会議録が未調製のため、調製後に本会議録を精査して、改めて協議します。	

モニターからの意見

議会モニターからの意見(6)

- 1. 決算審査になっていない。
- (1) 9月議会は決算議会だが、各委員会の審査状況をみると「これは何に使ったのか」という質問はされても、1年間を通して予算の使い方や費用対効果などの観点から、議員からの問題点の指摘や洗い出しがされていない。

いまの議会に決算審査における監査機能を求めても無理なのでしょうか。

(2)かつては「政策形成サイクル」ということがよくいわれて、決算審査では翌年の予算にどうつなげていくかという議論がされていたように思います。だが現状は各委員会(部会)に予算、決算が「分割付託」のように各所管の部分だけが細切れに付託されているためか、各委員会(部会)では視野の狭い議論をせざるを得ないのが現実ではないでしょうか。本来、議会は一本にまとまらないと力が発揮できないのでは。執行部対議会の構図にするためにどのような改革が必要なのか議論が必要ではありませんか。

- 2. 9月5日の民福委員会を傍聴して
- (1)委員会の冒頭、小野田地区にある福祉会館の風呂のボイラーの老朽化が報告されました。委員から「利用者がいる限りボイラーの修理は必要だ」との意見が出されてこの議論は終わりました。だがこの議論は大いに疑問です。現状の福祉会館のボイラーの老朽化を、どのような議論に結びつけるのかは議会の決算審査のあり方にもつながるからです。

一つには利用者の問題。現状、各福祉会館の風呂を利用する人たちは何人いるのか、 その人たちは家庭に風呂がない人なのかなど、つまりボイラーの改修に見合う「費用対 効果」が将来的にどのようになるのかという視点です。単なる将棋や碁を打つためだけ の利用者のために、つまり一部の市民のためだけに、本当に市が費用を負担しなければ ならない問題なのか、真剣に議論が必要なのではありませんか。

それに民福委員会には7人のメンバーの内4人が山陽側の議員でしたが、なぜ小野田地区には公営の風呂があり、山陽側にはそれがないのか、決算審査の中で明らかにすべきではありませんか。将来にわたって市は福祉会館の風呂を維持・管理していくのかどうかを含めて、議論するにはいい機会ではありませんか。

議会の考えと対応

貴重な御意見を提出いただき、ありが とうございます。

1(1)(2)

現在の審査方法は、これまでの経緯を 踏まえているものです。各常任委員会に 分かれ担当する予算決算について、分科 会方式で審査し、その内容を各分科会長 の報告に基づき、予算決算委員会で審査 しています。

分科会の審査にあたっては、あらかじめ担当委員の総意により重点項目事業を定め集中審査し、他の事業等については予算決算の編成方式に従い慎重な審査に努めています。

重点項目事業については事務事業評価表を審査の中心に置き、費用対効果をはじめ事業の継続性も含めて、その適性を追及し、審査内容を深めています。

しかし、審査の仕組みの問題等、審査 における課題を抱えていることも事実で す。

2(1)(2)(3)

確かに御指摘のような議論、質疑がなかったのは事実です。

委員の議案や市の施策に対する考え方 は様々ですが、市民の負託に応えられる よう、今回頂いた意見も参考にし、議案 の審査に当たっていきます。 (2) 山陽小野田市民病院の「参与」について

市民病院に「参与」を置くことの意味が議論されましたが、もっと肝心なことが抜けている。なぜならこの「参与」は元市職員で、「親の事業を継がなければならない」ことを理由として早期退職をしたと聞いています。ところが今回の委員会では「毎日病院に出勤している」との報告がされました。早期退職をした職員が、なぜ毎日病院に出勤しているのか不明朗な状況と言わざるを得ない。もっとキチンとした議論が必要ではありませんか。

- (3) 山陽小野田市民病院はリニューアルされた平成26年10月以降、5年連続して「赤字決算」となったのに、なぜ誰からも議論がされなかったのか。
- (4) 9月26日の最終本会議の日の朝刊で、厚労省が市内の日赤病院と市民病院を名指しで「診療実績の悪い病院」として統廃合を含めた改善計画を出すように求めた記事が掲載されました。①ガンなどの高度医療の実績が少ない。②救急医療の受け入れが弱い。 ③「病院機能評価」などの第三者機関による病院評価がされていない。などが理由としてあげられていますが、なぜこんな大事な問題が、どの議員からも「緊急質問」などの形で、誰も取り上げなかったのか疑問です。
- 3. 9月19日、25日の産建委員会を傍聴して
- (1) 9月19日の請願の継続審査について
 - ①請願の現地調査を踏まえて議論が行われましたが、中村委員長が「この審査は会期中は無理なので継続審査にしたい」と提案されました。しかし継続審査に反対する意見が出て採決の結果、可否同数となり委員長裁定で継続審査となりました。午後1時過ぎに委員会が再開されて約20分、午後1時半位に委員長が「今会期中には無理」だからと継続審査を委員長が提案しましたが、少なくとも午後5時過ぎまではかなりの時間的余裕がありました。
 - ②最終本会議は26日で、この19日にでも執行部への質問時間は取れたはずだし、会期内に再度の委員会開催は可能だったはずです。市民から出された請願の取り扱いに関して、継続に賛成した議員は何を考えているのでしょうか。
- (2) 9月25日の産建委員会を傍聴して
 - ①19日の市民懇談会を受けて開かれた委員会ですが、なぜ委員会は独自の調査もせずに委員会に臨むのか。河口部長が「フジが提供したシールを中央青果の現場でパートが貼っていると答弁していたが訂正。

実際はフジの各支店で貼っている」などというウソの答弁を真に受けていた。実際は 今でも中央青果の作業現場でシールが貼られているのに、誰もこの答弁を鵜呑みにし 疑問を出さなかったのはなぜでしょう か。 2(4)

新聞報道された内容の取扱いについて、緊急質問として取り上げる必要があると判断されなかったものと思われます。

3 (1)

一昨年の12月定例会で民生福祉常任 委員会が継続審査を決定したときも同様 の意見をいただきましたが、継続審査の 決定は会期終了近くに行うべきであると 考えます。

どちらの案件も議論を尽くし、合意形成に努めるために継続したものですが、 御指摘の点も踏まえ、会期を十分に活用 した委員会運営を心がけます。

3 (2)

基本的に執行部の答弁は正しいものであるという信頼関係がなければ、委員会審査は成立しないものと考えます。しかし、市場については誤った答弁が多かったのも事実であり、現場確認をしなかったのは反省するところです。今後は、御指摘を真摯に受け止め、より慎重な審査をしていきます。

②また河口部長は「フジの市場でのコードナンバーは37番だが、900番台でフジの	
各支店が取引をしている」との答弁を行いました。これも市場のことをよく知らない 者の答弁に思えます。市場の仲買人には「買参権」 (競りに参加できる権利) という	
ものがあり、フジは37番でしか市場での取引ができないはずです。900番台でフ	
ジの各支店が取引をしているとすれば、それは違法な取引を市が認めたということに	
なります。河口部長の答弁はすべて伝聞に基づいていますが、河口部長自身がキチン と質問事項を調査し、裏を取って責任ある答弁をしていない。	
と 質問事項を調査し、義を取りて質量のる各弁をしていない。 結局、中央青果が小売業を行っていることは逃げられない事実です。	
③深井次長は「会社に来たら台帳を見せる」と答弁しました。なぜ委員会は資料請求す	
るなり、現場に行って台帳を閲覧しないのでしょうか。	